

協働環境委員会会議録

令和3年9月14日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：04

【 案 件 】

1. 議案第75号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
2. 議案第77号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
3. 議案第79号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例
4. 議案第80号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
5. 議案第83号 契約の締結（幸袋交流センター建設工事）

【所管事務調査】

1. 母子保健に関する事業について

【報告事項】

1. 新型コロナワクチン接種の進捗状況について (健幸保健課)
2. 公用車による交通事故の発生について (環境対策課)

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第75号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第75号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。本案は、現在建設中で、令和4年4月に開館が予定されております飯塚市二瀬交流センターの新築移転に伴い、飯塚市二瀬出張所の位置を変更するものでございます。

議案書6ページ「新旧対象表」をお願いいたします。第2条中、飯塚市二瀬出張所の位置、「川津675番地1」を「横田809番地」に改め、それに伴いまして、飯塚市公告式条例につきましても、あわせて附則で位置の改正をするものでございます。なお、本条例の施行日は令和4年4月1日となっております。

以上、簡単ではございますが、「議案第75号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸都市推進課長

「議案第77号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。これは、飯塚市体育施設のうち、飯塚市穂波武道館を令和3年9月末日をもって廃止するものでございます。飯塚市穂波武道館につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画において、新体育館への集約後、廃止といたしておりました。今回、利用関係者との調整が整い、また施設の老朽化が著しいことから、廃止するものでございます。なお、廃止後につきましては、穂波武道館を解体いたし、跡地には楽市・平恒統合保育所の建設を予定しているところでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第79号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の16ページをお願いいたします。本案は、飯塚市交流センター整備実施計画に基づき、現在、移転新築中で、令和4年4月1日に開館を予定しております二瀬交流センターについて、位置及び使用料等を変更するものでございます。

議案書18ページ「飯塚市交流センター条例 資料(新旧対照表)」をお願いいたします。第2条表中におきまして、センターの位置が「川津675番地1」より「横田809番地」に変わります。

次に、別表(第13条関係)の飯塚市二瀬交流センター使用料におきまして、室名、面積、施設使用料が新築整備のため、新旧対照表の左側、「新」に記載のとおり、研修室が第1から第6、和室が2部屋と調理実習室となります。各室の面積につきましては、約18平米から90平米となります。また、施設使用料につきましては、近年整備した鯉田交流センターや立岩交流センターと同じ基準で設定しております。

以上、簡単ではございますが、「議案第79号」につきまして補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第80号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。本案につきましては、令和4年3月に飯塚市筑穂ふれあい交流センター内に筑穂子育て支援センターを敷設することに伴い、関係規定を整備するものです。

議案書20ページ「飯塚市ふれあい交流センター条例 資料（新旧対照表）」をお願いいたします。筑穂子育て支援センターにつきましては、筑穂ふれあい交流センター内3階の多目的室Aに設置することとしていることから、別表の多目的室Aに係る記述を削除するものです。

以上、簡単ではございますが、「議案第80号」につきまして補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第80号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」を議題といたします。執行部の補足説明とあわせ、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○契約課長

「議案第83号 契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の24ページをお願いいたします。「議案第83号」工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。本件につきましては契約金額3億3625万1300円で、株式会社サカヒラ、代表取締役 坂平隆司と契約を締結するものであります。

議案書の25ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和4年9月30日までとしております。入札の執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」並びに「総合評価競争入札試行実施要領」に基づき、業者選考委員会において入札参加の条件等を決定し、令和3年5月28日に入札公告を行い、本年7月27日に入札を執行いたしました。本件につきましては、6業者から入札参加申請があり、6者による入札の結果、予定価格3億6597万円に対し、落札額3億3625万1300円。落札率91.87%となっております。なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする総合評価落札方式により落札者を決定いたしております。以上、議案の補足説明を終わります。

次に、9月10日に開催されました本会議において、川上議員からの本委員会への審査要望につきまして、「なぜ本案件が総合評価落札方式となったのか」ということについてでございますが、幸袋交流センター建設工事は設計金額が1億5千万円を超えますことから、飯塚市建設工事総合評価競争入札試行実施要領に基づきまして、総合評価落札方式により、入札を執行

いたしております。以上、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

すみません。この工事に関しては、同じような交流センター、二瀬交流センターが、令和2年の8月4日に入札が行われておりまして、それはJVでありました。金額がほとんど同じでございますが、なぜこのように総合評価に変わったのかというところをお知らせください。

○契約課長

入札制度につきましては、毎年見直しを行っておりまして、昨年までにつきましては、JVの対象金額を設計金額3億円以上といたしておりました。本年度より、その制度の見直しを行いまして、建築一式工事について、設計金額が6億円以上をJVの基準の金額とするということで、本年度より見直しを行っております。

○金子委員

では、JVの対象設計金額が、事前にいただいた資料にも載っておりましたが、設計金額が3億円以上から6億円以上になったということですが、これはどういった経緯なのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○契約課長

JVの対象金額ですけれども、建築一式工事それから土木一式工事につきましては、同様に3億円以上で設定をいたしております。市の等級の格付でございますけれども、S等級の業者さんにつきまして、これまで3億円以上でJVとしてきたところがございますけれども、昨今の建設工事について、金額が徐々に上がってきているという背景もございましたし、十分にS等級の中で、6億円未満の工事に対する請負も十分可能であろうということが、前から一つテーマとして挙げられておりました。そこでその額が6億円、いわゆる倍になったわけですが、この根拠といたしましては、専門工事のJV基準が1億5千万円ございました。本体工事の新築工事におけます金額が、専門工事と建築工事を比較しまして、大体約4倍ぐらいという金額になっておりましたので、それを1億5千万円の4倍ということで、6億円以上ということで設定をさせていただいているという状況でございます。

○金子委員

今、課長が大変短く言われましたけど、もう少しはっきり、どんな状況で、どういうふうに決まっていたのかというのを、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。そこで、これが決まった、総合評価が6億円に決まった内容のある協議の議事録とか、また決裁文書がいただければと思えます。資料要求をお願いいたします。

○委員長

金子委員、議案以外の質問になっておりますので、別の質問をお願いします。

○金子委員

私もこの幸袋交流センターは早く建てたほうがいいと思えますし、市民の方もすごく望んであると思えます。特に、目尾小学校がそのままになるというのは大変残念なことなので、急いだほうがいいと思えますけれども、だからこそ、きちんとしたその内容を全ての人がわかるほうがいいと思えますので、どういった経緯でこの建て方が決まり、そしてその結果こうなったということがはっきりわかるようなものが欲しいと思っております。なので資料要求をお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 14

再開 10 : 15

委員会を再開いたします。

金子委員に申し上げます。ただいま資料要求がありました建設一式工事の入札参加対象金額等の見直しにかかわる議事録と決裁文書につきましては、入札制度に関する資料であり、本議案審査の範囲を超えているというふうに判断します。本議案審査の範囲は、落札した業者と契約を締結することが適当か否かが審査の中心となりますので、委員長としては、資料要求は認められません。よろしく願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

はい。そうしたらすみません。もう少し聞きたいんですけど、そもそもJVというシステムを導入された経緯とか理由をお答えください。

○委員長

金子委員に申し上げます。ただいまの質問の内容につきましては、入札制度に入っておりますので、本議案審査を超えているというふうに思いますので、審査の範囲内で質疑をよろしく願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

委員長のほうから、審査のほうが入札制度のほうに入らないよということでしたけど、先ほど契約課長のほうから答弁がありました部分につきまして、確認で聞きたいんですけど、先ほど金子委員のほうからの質問の中でもあっていましたけど、今までJVの対象が3億円以上であったものが、ことしから6億円になったというところで、その理由として、毎年見直しをしていく中で、以前からテーマとして挙げられていたというふうなことと、工事金額が上がっていったというふうな2点を理由として述べられていたと思うんですけど、以前からテーマとして挙げられていたというのは、どこで挙げられていたんでしょうか。総務委員会の中でそういった議論があったのか、それとも役所の内部でそういった話をされていたのか。あと、その工事金額が上がっていったというのは、ちょっとそれだけだとちょっと漠然としていますので、もうちょっと数字等を示してご説明いただけますでしょうか。

○契約課長

まず総務委員会のほうから、そのJVの金額をどういうことかというような質疑等はあつてはおりません。それから、まず一つは先ほど申し上げました設計金額の話を少しさせていただきましたが、もともと合併時から3億円ということでJV基準を引かせていただいておりますけれども、現在、令和3年度の格付で申し上げますと、S等級が10者ございます。それで、設計金額が上がっていったのは資材の高騰等もありました関係もありますし、以前から飯塚市で格付されているS等級の業者さんで十分、3億円まででも十分に施工ができるというような総合評価値の点数でもございますし、10者ございますことから、JVのままですと最大で5者結成できることとなります。これが単独ということになりますと、10者応札できることとなりますので、受注機会の確保ですとか、競争性の確保が担保されるのではないかとということで、飯塚市内に副市長をトップとします入札制度検討委員会というものがございます。この中で、これだけではございませんけれども、種々入札制度についての見直しを毎年行っておりまして、その中で、以前からそのJVの設計金額の基準というものの見直しがテーマになっておったということでございます。

○永末委員

よくわかりました。ちょっと確認ですけど、今の答弁ですとそういったことが議会のほうからあつたわけではないということですね。それと、入札制度検討委員会のほうでの審議でこれが決まったということだったかと思うんですけど、ちょっとその資料等は、ちょっとここで請求するあれはないんですけど、その検討委員会というのはいつごろの検討委員会で、何回ぐらいの協議を経てやってきたものなんですか。そのあたりわかりますか。

○契約課長

以前からということでもっと手元に資料がございませんけれども、今回のこの令和3年度からの入札制度検討委員会につきましては、最終的に令和3年3月25日に開催をいたしております。というのは、入札制度検討委員会そのものは、この1回ということでございますけれども、内部の関係課協議、それから副市長協議等を重ねて、この入札制度検討委員会の中で決定していったというような経緯でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金子委員から「母子保健に関する事業について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

コロナ禍の中、乳幼児健診が集団健診から個別健診に変わって、もう1年以上が過ぎております。それで、また子どもたちの状況、また母子に関する状況も変わっていますので、本市ができることを整理して、どういうことができているのか、また今後どんなふうになっていくのかということを知りたいと思って、調査させていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「母子保健に関する事業について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「母子保健に関する事業について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

乳幼児健診は4か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、また3歳児健診がございませぬ。その健診の受診率を教えてください。

○健幸保健課長

令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今までの集団健診から医療機関で受診する個別健診に健診方法を変更し、実施いたしました。受診率は4か月児健診が93.7%、8か月児健診が95%、1歳6か月児健診が94.1%、3歳児健診が92.6%となっております。

○金子委員

では、コロナ以前の受診率を教えてください。

○健幸保健課長

新型コロナウイルス感染症の拡大前につきましては、全ての健診を集団健診にて実施してまいりました。受診率は4か月児健診が96.3%、8か月児健診が97.8%、1歳6か月児健診が96.9%、3歳児健診が96.6%となっております。

○金子委員

令和2年にしても、令和元年にしても90%以上ですが、もう少し細かいところを知りたいので、全国平均はどうなっているのか教えていただけますか。

○健幸保健課長

公表されております最新の受診率につきましては、令和元年度のものになります。3カ月から5カ月児、少し区分が異なりますが、こちらの受診率で95.4%、6から8か月児健診で86.2%、1歳6か月児健診で95.7%、3歳児健診で94.6%の受診率となっております。

○金子委員

数字だけ聞いたらそんなに違いがないように聞こえてしまうんですけど、令和元年までの飯塚市の集団健診の高さは本当にやっぱりすごいなと思います。よくこれだけの、やっぱり12万都市という中で、これだけのものをカバーしてきたというのは、保健師さんたちや、また医療機関の努力のあったものというのが本当によくわかります。

では、大変細かい数字なんですけれども、実際のパーセンテージではなく、人数がどのくらい変わっているのか、実際の人数を、未受診者の人数を教えてください。

○健幸保健課長

4か月児健診の未受診者は、令和元年度37人、令和2年度60人。8か月児健診では、令和元年度22人、令和2年度50人。1歳6か月児健診では、令和元年度31人、令和2年度43人。3歳児健診では、令和元年度34人、令和2年度26人となっております。

○金子委員

数字を見たら、4か月児健診は令和元年が37人の未受診者だったのが、令和2年が60人。また8か月児健診は22人から50人、約倍にふえてきているのがわかりました。もともと乳幼児健診はどのようにやっていたのか、集団健診だと全部まとめてやっていたと思うんですけども、現在の乳幼児健診はどのようになっているのか、教えてください。

○健幸保健課長

まず、対象の乳児のご家庭に、市のほうから健診の案内通知を送ります。4か月児健診、8か月児健診については、医療機関のみでの健診となります。1歳6か月児健診は医療機関と歯科医療機関での健診となります。3歳児健診は、まず、保健センターにてスポットビジョンスクリーナーによる目の検査と、保健師による発達相談、育児相談、栄養士による栄養相談を受けていただき、その後、医療機関と歯科医療機関にて受診を受け、健診完了となります。

○金子委員

以前だったら集団健診でその場でいろんな情報がありました。栄養指導もあったし、図書館へのブックスタートのようなものがあり、子育てのさまざまなニーズに応えられるようなところだったと思います。しかし残念ながら、今の個別健診では医療のみの情報になってしまいます。確かに医療は大切な情報ではあります。信頼ができる場所でもあります。なくしてはならないものだけでも、子育てというものは、ただ医療だけで済むものではないと考えております。だからこそ健診があった。日本のこの集団健診のすばらしさというのは、世界でも大変類いまれなものだとよく言われております。

では、1歳半、特に3歳になりますと、保健センターでスポットビジョンスクリーナー、これは大変有用だと言われてはいますが、このスポットビジョンスクリーナーを検査し、またその後に歯科健診もいかなければならない、こういう状況ではあるんですが、歯科健診の状況について、どのような内容でやっているのかお知らせください。

○健幸保健課長

1歳6か月児健診、3歳児健診の歯科健診についての内容となりますが、生えている歯の本数や虫歯の本数、口の中の粘膜の状態、手入れの状態等を確認し、3歳児の歯科健診では、特に希望者にフッ素塗布等も行っております。また、保護者の相談対応や、ブラッシング指導のほうも実施しております。

○金子委員

そもそも健診というのは、歯医者さんが行っているような、歯の状態を調べるところであったと思います。また、ブラッシング指導のような予防も大変有効だと思います。しかしこのフッ素塗布に関しては賛否両論あるということは、いろいろ御存じだと思います。保護者の方はそこも知らない方が多いと思いますので、ぜひこの是非をしっかりとお伝えした上で、歯科健診をやっていただくようお願いいたします。

では、未受診者が増加していますよね。元年から2年、この原因は何だとお考えでしょうか。
○健幸保健課長

1歳6か月児健診においては、小児科受診と歯科受診、2カ所の受診が必要となること、3歳児健診においては、保健センターに来ていただいた後、小児科、歯科を受診するという3カ所の受診が必要となってきます。受診の完了がなかなか家庭の状況等によって難しいご家庭もあるということも考えられます。また一方で、既に就園をしているお子様に関しましては、園のほうで内科健診や歯科健診が実施されておりますので、小児科、歯科への受診に至らないケース等も要因の一つではないかと考えております。

○金子委員

確かに、1歳半とか3歳とか本当にふえています、よく見るとやっぱり4カ月、8カ月のところの未受診が多いというのが、やっぱり私は気になりますので、この辺のところもよく調査していただければと思っております。

では、この未受診の方たちにどのように対策をとられておりますか。

○健幸保健課長

まず、対象月に受診がなければ、翌月にはがきで受診勧奨を行い、それでも受診がない場合は、保健師から電話で受診勧奨のほうをまず行っております。受診期間が残り1カ月となった段階で、未受診の対象者の家へ家庭訪問を行い、さらに受診のほうを促しております。それでも受診対象期限を過ぎてしまった場合には、夜間に訪問を行うなどし、お子さんの様子のほうを確認することにしております。

○金子委員

未受診というのが大変見にくくなっているのではないかと私は思います。以前だったら、その月に来なかった子たちが未受診というふうに見られやすいし、誰が来なかったってわかりやすいんですけど、今の状況だと、どこに行くか、まず病院がわからない。そしてその後、長い間、健診期間はあるんですね。この日だけではないというところで、長い間が健診期間になり、例えば4か月児健診だったら、今までは4カ月のときにしか対象ではなかった。それでできれば5カ月目に来てくださいねというような状況だった。しかし、今は4カ月の子が行かなかったら、8カ月の前の日までが受診可能日というふうにみなされると思います。そこから来ない子たちを探し出すというのは、本当に大変な作業だと思います。先ほど未受診者が4か月児健診とか8か月児健診で多いのも、やっぱりこの辺の見にくさ、わかりにくさが上がっているのではないかと思っております。

それでまたこの集団健診は、母子保健計画の中でも、虐待の予防にも力を入れるというふうなことが明記されておりました。そしてまた、福岡県では何件かの死亡事例もありまして、福岡県が健診に関して「福岡ルール」というのをつくられたという経緯を私は聞きましたが、これに関してはどのように実際なっているのでしょうか。

○健幸保健課長

今、質問委員が申されました「福岡ルール」についてですが、平成30年12月に発生した、1歳児死亡事例に係る報告書における再発防止に向けての提言としまして、乳幼児健診の未受診により、子どもの発育状況が把握できなかった等を鑑み、乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨のルールとして定められたものでございます。児童相談所との直接の連携につきましては、今のところ子育て支援課の家庭児童相談員を通じて行っておりますが、ケースによっては児童

相談所との同時訪問や定期的なケース会議による情報共有等のほうも行っているところがございます。

○金子委員

虐待とか死亡ってなってしまったときには、大変いろんなことが大きく動きます。メディアでも扱われるし、市もいろんな対応をされます。でも、起きてしまったことよりも、起きる前にどれくらいのことしておくことができるかということが何より大変です。私たち大人はいろんなところに発信することができます。しかし、子どもたちはその発信ができない。そこをどうやってカバーするかということが大変重要だと思います。また、子どもを産もうとする、まずその特定妊婦に関しては、どのような把握をされておりますでしょうか。

○健幸保健課長

特定妊婦につきましては、母子手帳交付時に実施するアンケートをもとに、保健師のほうで把握を行っております。出産後に支援が必要な母親の把握につきましては、これまで集団健診で行っていた乳幼児健診の際に把握のほうを行ってございましたが、現在個別健診となり、直接保健師がかかわることが減ったことで、把握が難しくなっているところがございます。そのため、健診実施医療機関と積極的に連携を図り、情報の共有を行っております。

○金子委員

やっぱり個別健診になるとどうしても保健師さんがかかわる回数が減っていくというのは、本当に事実だと思います。なので、やっぱりこの健診を実施した医療機関と積極的に連携をするということなんですけど、実際どういうふうな、連携という言葉はどんなことを意味しているのかお知らせください。

○健幸保健課長

乳幼児健診の際に不安の強い母親や育児に関して、保健師、栄養士の相談が必要な方につきましては、各健診医療機関より情報提供を受け、1カ月後の健診結果の提出を待たず、早期に情報共有し、支援を開始しております。また、今年度より、健診の予約名簿を確認させていただき、事前に健診時に配慮が必要なケースについて情報共有のほうを行っております。

○金子委員

本当にきめ細やかなというか、簡単に言うけど、本当に大変なことだと思います。個別医療機関がさまざまありますので、さまざまなか何かありますので、そことやっぱりしっかり連携をとっていただきたいと思います。

では、低出生体重児の対応についてはどのようにされておりますでしょうか。

○健幸保健課長

生まれたときの体重が2500グラム未満の乳児のことを、低出生体重児と言います。出産後、できるだけ早い段階で、担当保健師あるいは助産師による訪問を実施し、早期に働きかけをすることで、信頼関係のほうを構築しております。また、昨年11月より、出生体重2千グラム未満の乳児につきましては、飯塚病院と協力し、低出生体重児のための乳幼児健診をトライアルの形で現在実施しております。

○金子委員

昨年11月から飯塚病院で、この低出生体重児についての取り組みをトライアルで行ったということは、飯塚病院があったからこそだなというふうにすごく感じました。では、どういうふうにこの飯塚病院とこのような低出生体重児の健診が行われるようになったのか、その経緯をお知らせお願いいたします。

○健幸保健課長

令和2年度、新型コロナウイルス感染対策として、乳幼児健診が集団健診から個別健診に移行したときに、受診率への低迷もございまして、飯塚病院より受診率を上げるために協力したいとの申し出がありました。飯塚病院が虐待予防の役割を担う拠点病院でもあることから、こ

のコロナ禍で、特に育てづらさや育児不安のリスクの高い小さなお子さんを出産された保護者のサポートを、行政と飯塚病院が連携した乳幼児健診で実現できればとの考えから、取り組みのほうを始めたところでございます。

○金子委員

飯塚病院から申し出が出たということは、本当にありがたい申し出だったと思います。飯塚病院がこの虐待予防の拠点病院だということは本当に力強い連携体制がとれるところだなと思いました。しかし、気になったのが、この「トライアル」というところだったんですけども、どんなふうな内容で、いつまでされるのか教えてください。

○健幸保健課長

現在の状況でございますが、月に1回飯塚病院にて、4か月児健診から3歳児健診までの対象のお子さん7名から8名をご案内して、実施をしております。集団健診の形式で、飯塚病院からは小児科医師・NICU看護師・産科助産師・小児科看護師等のスタッフが参加し、市の担当保健師とともに、計測・診察・相談等を行っております。健診の最後には、小さなお子さんや、障がいのあるお子さんを育てられた先輩サポーターの方との交流のほうを行っております。実際に健診を利用された保護者からは、安心してゆっくり話を聞いてもらったとか、しっかり医師の診察を受けられたという、今後も飯塚病院での健診を希望される声が多く出ております。したがって、令和4年度も継続実施の方向で、現在準備をしているところでございます。

○金子委員

やはり、しっかりとした体制がとれているなというのを実感しました。特に、障がいのある子どもたち、また小さく生まれた子どもたちの保護者は大変不安だと思います。そこでその情報共有ができていて、また専門医、また行政がかかわることで大変安心されるのではないかと考えております。

では、オンライン育児相談があるというふうに昨年度発表されていますが、その状況についてお知らせください。

○健幸保健課長

オンライン育児相談につきましては、コロナ禍でも相談ができる環境の提供、遠隔地で里帰り出産を行った方への相談窓口として開設をしております。昨年度は3件の相談のほうを受けております。

○金子委員

すみません。せっかくオンライン育児相談って大変いいかなと思ったんですけども、実際には3件しかなかったということと、あと、月に1回の開設だったと思うんですよね、ホームページ等を見てみると。それで、やっぱりその辺のところ難しいのかなあというふうに思いますが、電話とか来所はまだ、どのような状況ですか。

○健幸保健課長

電話相談のほうにつきましては、毎年約1500件程度の相談、問い合わせに対応しております。今年度からは4か月児健診受診後に、第一子の保護者、大体月に30件から40件ほどになりますが、の方に対しまして担当保健師が電話をかけ、育児に関する相談を受けたり、育児サービスのご案内のほうをしております。来所による相談数として正確な記録のほうはございませんが、昨年度、母子手帳交付に来られた方が932名、心理相談等の専門家による個別相談に来られた方が55名おられました。

○金子委員

やはり電話相談がすごく多いなあというのは思いました。また、飯塚市の母子保健係だけでなく、飯塚市には、子育て支援センターで保健師さんが回って育児相談をされているということですが、この状況についてお聞かせください。

○健幸保健課長

市内に5カ所ございます子育て支援センターのほうで、月に1回、いずれかのセンターになりますが、保健師が出向き、育児相談のほうを実施しております。

○金子委員

最後になりますが、この子育て支援センターの利用状況についてお知らせください。

○健幸保健課長

令和2年度の実績でございますが、コロナ禍の中、市内4カ所の子育て支援センターに年間3回ずつ育児相談に出向き、35名の相談を受けております。

○金子委員

では要望で終わります。飯塚市は残念ながら集団健診から個別健診に変わっております。これはコロナ禍だから仕方ないとはいえ、多くのやっぱり虐待とかそういうものが見えにくくなっているという状況があると思います。そこで子育て支援センターや飯塚病院等を使ってしっかりと、保健センターだけでなくいろんな機関を使って、子どもたちの状況を把握していくことが必要だと思います。令和4年の子ども家庭総合支援拠点が、保健師さんたちがすごく関わっていかねばいけないところだと思います。そこをしっかりと連携する体制をつくっていただきたいと思います。

それともう一つ、飯塚市には子どもをみんなで守る条例があります。その中で子どもの人権がしっかりと述べられており、その中で子どもの人権をどう啓発していくかというところが、私はまだまだ薄いのではないかと思います。子どもの人権をしっかりと伝えるような方策をとっていただきたい。これは私の提案でございますが、世田谷区がいろんな子育てにすごく熱心で、いろんな方策をとっております。その一つに、母子手帳に子どもの権利を載せてあります。これは小学5年生の女の子が、自分には権利があるということを勉強して知った。そして、母親がたまたま母子手帳を持っていた。この手帳に自分たち子どもが権利を持っているということも載せてもらったら、子どもたちは元気になるのではないかと。しっかりと守ってもらえるのではないかと。その子どもさんは区役所の区長さんのところを訪れ、区長さんに話をした。するとその区長さんが、ぜひ取り入れようということで調べてみたら実はその世田谷区にはもともと載っていた。しかし、残念ながら、母子手帳を改訂するときになくなってしまったという経緯があったそうです。子どもや保護者に人権を伝えることは大変難しい。理念的なことです。しかし、母子手帳の1ページに載せる、それだけで救われる人たちがいるのではないかと思います。ぜひ検討していただき、子どもたちの命、そして生活を守る飯塚市であってほしいと思っております。以上で私の所管事務調査を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「新型コロナワクチン接種の進捗状況について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

「新型コロナワクチン接種の進捗状況について」ご説明させていただきます。本報告につき

ましては、8月3日の協働環境委員会でも報告をさせていただいておりますので、前回の報告以降の進捗状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、1 接種券発送状況についてでございますが、表の一番下の行、12歳から16歳の方4898人分を8月6日に発送いたしております。この発送によって、誕生日を迎えている12歳以上の方全員に接種券を発送したことになります。12歳の誕生日を迎えていない方につきましては、誕生日を迎えた翌月に順次接種券のほうを発送してまいります。

続きまして、2 これまでの接種スケジュールについてでございますが、次ページのほうをお願いいたします。令和3年8月16日より50歳から59歳の方、9月1日より40歳から49歳の方、9月13日より12歳から39歳の方への個別接種及び集団接種の予約受付を開始しております。

次に、3 接種状況についてでございますが、令和3年9月12日時点における国のワクチン接種記録システムの速報値でございます。人数は令和3年1月1日時点の住民基本台帳データのほうを参照しております。表の上段の64歳以下の方につきましては、1回目接種を受けられた方が3万4582人、接種率39.7%。2回目接種を受けられた方が2万3223人、接種率26.66%でございます。表の中段の65歳以上の方につきましては、1回目接種を受けられた方が3万6951人、接種率91.37%。2回目接種を受けられた方が3万6385人、接種率89.97%でございます。下段が全体となっております。1回目接種を受けられた方が7万1533人、接種率56.08%。2回目接種を受けられた方が5万9608人、接種率46.73%となっております。

最後に、ワクチンの供給量についてでございますが、一番下の8月30日に10箱の配送がありましたので追加記載をいたしております。

以上で新型コロナワクチン接種の進捗状況についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

ワクチン接種の報告をいただきましたが、今、市としてワクチン接種が進んでいるかと思うんですけど、例えばこのワクチン接種をすることで、感染しにくくなるとか、重症化しにくくなるとか、死亡率が下がるとかということは、市としてはどのような感じで今、捉えられているのでしょうか。

○健幸保健課長

ワクチン接種を進めていくことで、感染予防につながったり、重症化を抑えるということの報告が出ていることは、私たちのほうでも承知をしているところですが、それを受けて何かということにつきましては申しわけございません、今ちょっと頭の中ですぐにということはないんですが、情報発信をやっていくことで、一人でも多くの方がそのワクチン接種について真剣に考えていただける機会というものを提供していくように努めていかなければいけないと考えております。

○永末委員

すみません、接種を進めてらっしゃるじゃないですか。それは効果があるというふうに認識されているから進められているということをお聞きしたんですけど、そのあたり。

○健幸保健課長

現在、第5波という真ただ中でございますが、感染者の状況を見ますと、まずやっぱりワクチン接種をされた高齢者の方の感染者数というものが少なくなっている状況がございます。重症化の病床使用率等についても第4波のときと比較するとかなり少ない状況ということにもなっておりますので、効果のほうはあらわれているという認識ではあります。

○永末委員

いろんな自治体が示している資料でありますとか、国が示している資料とかがあるかと思うんですけど、そのあたりはそういう数字を、接種された方、されてない方の重症化率とかというのを把握されて、今こういったワクチン接種を進め上げているということによろしいんですか。

○健幸保健課長

昨日になりますが、今回の緊急事態宣言の延長につきまして、市としても今までの感染者の状況、そういったところを踏まえて、傾向として、先ほど答弁させていただきましたとおり、高齢者の方の感染が減っている、それから重症化の確率も抑えられているというようなところも踏まえまして、ワクチン接種、こちらのほうをどんどん進めていくということで情報のほうをまた発信させていただいているところでございます。

○永末委員

そんな中で資料を見させていただきますと、65歳以上というのはかなりの割合でもう2回目の接種まで終わっているんですけど、やっぱり64歳以下というのは、いまだに4分の1強ぐらい、26%ぐらいとなっています。実際に市民の方からも、先日ちょっと言われたんですけど、39歳以下の方で、早速予約をとろうとしたけど、いっぱいだとれなかったみたいなことも言われまして、一方で、市としてはそのあたりどんどん進めていきたいというふうな意思もあるということだったので、そのあたりの64歳以下の2回接種ですね、終わらせるというのをどうスピードアップしていくのかというのが、これから大事になるかと思うんですけど、そのあたりはいつぐらいまでに、どの程度の割合を目指そうというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○健幸保健課長

64歳以下の方たちの接種率は、今から接種を進めていくということになってくるということになりますので、まず大事なのはワクチンの確保だと考えております。ワクチンをまず確保することで接種をされる環境を提供することができると。そのために国のほうは10月の下旬までに12歳以上の方の80%の方が打てるワクチンを供給するというところで、今出ております。したがって、まずそのワクチンが全て打てるように、まず環境を整えて、今考えていますのはできるだけ早く、11月下旬もしくはもうそれよりも前にできるように、私たちのほうでも接種のほうを進めていきたいというふうには考えております。

○永末委員

今、具体的に出たのは11月下旬ぐらいまでというふうなちょっと期限を、期限といいますか、大体の時期の目安を示されたかと思うんですけど、そのあたりまでに、64歳以下の接種、2回目接種が終わった割合というのをどのぐらいに持っていこうかというのは、そこまでは数字としては持たれてないんですかね。

○健幸保健課長

65歳以上の方の90%以上の方が接種をされたというところもございまして、かなり多くの方が接種を希望されるというふうには認識はしております。国のほうからもらっているものが、12歳以上の方の80%の方が接種をできると。目標としてはそこが目標になるかなというふうには、現時点では考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

コロナのワクチンの接種ということで今ご答弁の中でもありましたが、11月の末をもって80%ぐらいまでやっていきたいということの姿勢についてご発言がありました。できるだけ早くというのは私も同じ気持ちなんですけど、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、いろ

いろなワクチンがありますけど、しょっぱな、このワクチン接種をされた65歳以上の方についてはもう4月ですよ。継続的にこの接種、12歳以上までの対象者、早くすることも、大前提であるんですけど、このワクチンの期限というのは、ちまたでも言われていますけど、もう早く打った方については3回目の接種の話も出ているようです。具体的にまだ方針についての見解が出てないと思いますけど、今現状で言える当市の姿勢とか、これからの運営方法について、お答えできるところがあれば教えてください。

○健幸保健課長

まず、3回目の接種につきましては、恐らく近日中に厚生労働省のほうで、どういうふうにしていかも含めて議論がされることになろうというふうに理解しております。まず、私たちはその結果を踏まえて、3回目を接種するのか、しないのか、いつからするのか、というところの情報を受けたところで進めていく。ただし体制として、接種ができる環境というのは常につくっていかないといけない。先ほど11月下旬ぐらいを目標にはしておるところなんですけど、12歳の誕生日を迎える方というのは12月、1月とございます。時期が少しおくれても接種をしたいという方もいらっしゃると思います。国から私たちのほうに言われているのは、2月28日まで接種をするという期間を定められて今やっているところもございますので、それまでは打ちたいと希望される方について、打つ環境をまず整えていく。それからその先のことはまた新たな情報等出てきましたら、速やかに対応して、適切に進めていく必要があるというふうに理解しております。

○吉田委員

まだ、厚生労働省の方針が出てないということは十分ご理解しております。対応が降りてきた段階で早くできるような格好で、今から準備を進めていっていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○委員長

はい。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○環境対策課長

「公用車による交通事故の発生について」ご報告させていただきます。資料をお願いいたします。本件事故は、令和3年8月11日水曜日、午前8時45分ごろ、飯塚市横田地内において、環境対策課職員が拠点収納ボックスの収集物回収作業後、交差点で塵芥車を方向転換させ、右折しようとした際、ハンドル操作を誤り、相手方塀の角部分に接触し、塀瓦を損傷させたものでございます。

本件におきまして、相手方及び市側ともに人身傷害はございません。また、この事故の損害賠償については、現在、相手側と協議を行っているところです。

この事故の原因につきましては、車両を方向転換する際に、周囲の安全確認を怠ったことによるものであり、安全確認さえ行えば防げた事故であります。当該職員に対し厳重注意を行うとともに、所属職員に対しましても、安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払って業務に当たるよう、一層注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。